

標準報酬月額の特例保険者算定に関するQ & A

1. 要件

Q 1. 「報酬が一時的に変動した」とはどのような場合を指しますか。

A 1. 平成28年4月から6月までの期間中に支払われた残業手当等が、平成28年熊本地震の影響により他の期間と比較して著しく増加したため、平成28年4月から6月までの報酬月額の平均と、平成27年7月から平成28年6月までの報酬月額の平均との間に、標準報酬月額等級区分で2等級以上の差が生じたものの、平成28年8月までに支払われた報酬が減少し、従前の支払額の水準に戻った場合を指します。

Q 2. 4月に定期昇給を行い、それにより7月に随時改定の要件を満たす従業員がいるが、その従業員についても1年間の報酬月額による保険者算定を行えますか。

A 2. 平成28年4月から6月までの期間に、定期昇給等により固定的賃金の変動が起こり、従前の標準報酬月額等級と比較して2等級以上の差が生じた結果、当年7月から9月までのいずれかの月を改定月とする随時改定が行われる場合は、随時改定が定時決定に優先することから、特例保険者算定を行うことは出来ません。

Q 3. 特例保険者算定を行うことができる業種や職種などに制限はありますか。

A 3. 業種や職種、事業所の所在地を問わず、平成28年熊本地震の復興業務等に従事したため、報酬が一時的に変動した場合は全て対象となります。

Q 4. 報酬の変動が平成28年熊本地震によることを判断する基準はあるのでしょうか。

A 4. 平成28年熊本地震の影響による変動か否かは、事業主様から提出された申請書に基づき判断します。

Q 5. 報酬の支払額が従前の水準に戻った場合とはどのような場合を指しますか。

A 5. 残業手当等の減少により支払いが戻った月の報酬月額と、年間平均の報酬月額との差が、標準報酬月額等級区分で1等級以内にとどまった場合を指します。

なお、支払いが戻った後の報酬月額が年間平均の報酬月額よりも減少した場合も、従前に戻った場合を含めて取り扱います。

2. 手続

Q 6. 申立書や同意書の様式は何を用いればいいのでしょうか。

A 6. 申立書に関しては日本年金機構ホームページ内の「熊本地震の復興業務等に従事したことによる定時決定における特例措置（特例保険者算定）」の様式1を使用してください。申立書には、業務内容および平成28年4月から6月にかけて報酬が増加した理由を記載してください。同意書に関しては様式2を使用してください。

Q 7. 今回の特例保険者算定を行うために、被保険者報酬月額算定基礎届の備考欄にはどのように記載すればいいのでしょうか。

A 7. 算定基礎届の備考欄に「特例保険者算定」と記載して年金事務所に提出してください。

Q 8. 報酬が一時的に変動したことを、どのように確認して対応すればいいのでしょうか。

A 8. 賃金台帳の写しを確認したうえで、以下のように対応してください。

- ① 7月1日の時点で、既に報酬が従前の水準まで減少したことが確認出来る場合
(例) ・報酬が4月に増加し、5月に減少した場合
・報酬が5月に増加し、6月に減少した場合
・報酬が4月に増加し、6月に減少した場合

- ② 7月1日の時点で、依然として報酬が増加したままの場合
(例) ・報酬が4月に増加し、7月に減少した場合
・報酬が5月に増加し、8月に減少した場合
・報酬が6月に増加し、8月に減少した場合

① ②のいずれの場合においても、事業主様からの申立書と賃金台帳の写しにより報酬が8月までに従前の水準に減少したことが確認できた場合は、提出された算定基礎届に基づき、特例保険者算定による定時決定を行います。また、既に定時決定を行っていただければそれを取り消したうえで、再提出された算定基礎届に基づき、特例保険者算定による定時決定を行います。